

賃金の預金口座振込に関する協定書

(会社名) _____ (以下「会社」という。) と従業員代表_____とは、従業員の賃金の預金口座振込による支払方法に関し、次のとおり協定する。

- 1 会社は、従業員各人の同意を得て、本人の指定する預貯金口座に賃金を振り込むことができる。
- 2 口座振込払いの対象となる従業員は、全ての従業員とする。
- 3 口座振込払いの対象とする賃金は、毎月の給料、賞与及び退職金とし、その金額は各従業員の申し出た額とする。
- 4 従業員は、自由に口座振込の対象金融機関を指定することができる。ただし、金融機関を変更する場合は、振込を予定する日から_____日以上前に会社に申し出るものとする。
- 5 口座振込による賃金の支払いは、平成____年____月____日以降実施する。
- 6 この協定は、平成____年____月____日から効力を生じ、いずれかの当事者が____日前に文書による破棄の通告をしない限り、効力を存続する。

平成 年 月 日

使用者職氏名

印

従業員代表

印